

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和3年5月27日(木) 午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和2年度の実施状況について
- 3 審議案件
教委第6号議案 学校規模適正化等について
教委第7号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について
教委第8号議案 教職員の人事について
- 4 その他

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 5/18 本会議（第1日）役員改選
- 5/19 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 5/21 本会議（第2日）議案上程、質疑、付託

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 5/15 菅田の丘小学校 開校式

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和2年度の取組状況について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年5月11日）以降の教職員の感染者は9人、児童生徒の感染者は44人、感染者が発生した学校は合計48校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は131人、児童生徒の感染者は792人、感染者が発生した学校は355校となっています。（令和3年5月25日現在）

学校からの報告を基にした、学校関係者の感染状況については、先週までの状況としては増加傾向が続いています。また、児童が感染した件において、保健所の指示により、学校外での活動に関係した複数校の児童33名がPCR検査等を受検し、全員陰性（そのうち濃厚接触者3名）となったケースがありました。引き続き、地域や保護者等の協力も得ながら、健康観察及び感染症対策を講じて、教育活動を進めていきます。

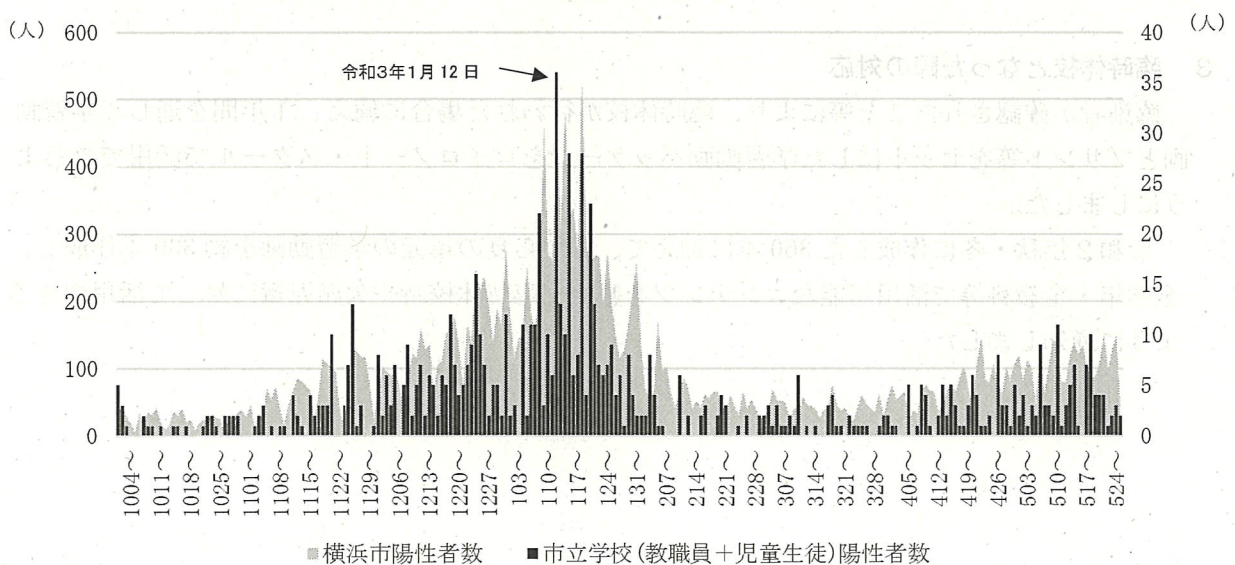
学校関係者の感染者数（4月26日以降の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
4月26日～5月2日	4	22	26
5月3日～5月9日	2	22	24
5月10日～5月16日	5	23	28
5月17日～5月23日	5	26	31
5月24日～5月25日	1	4	5

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校の陽性者数

（令和2年10月1日以降）



2 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について

現在、神奈川県（横浜市を含む17市町）は、4月20日から5月31日までを期間として、「まん延防止等重点措置」の適用区域となっており、市立学校においては、感染予防措置を十分に講じながら、慎重に教育活動を継続しています。

6月1日以降の対応について、現時点で、政府や神奈川県による方針決定はありませんが、仮に、「まん延防止等重点措置」の適用が延長となった場合は、原則として、市立学校における現在の対応を継続することとします。

《市立学校の教育活動における感染予防の主な取組》

- ガイドライン順守の徹底とリスクの高い教育活動の実施見合わせ
- 児童生徒の健康観察（家族や同居人に感染疑いでPCR検査受検者がいる場合、登校を控える等）
- 教職員の健康管理及び勤務の取扱い（体調不良時に出勤を控える、早めの退勤）
- 部活動（感染リスクの高い活動は避ける、活動前後の休憩時などの感染症対策、県内大会の参加は感染症対策を確認する）
- 学校行事等
 - ・運動会・体育祭等（参観者の検討、時間短縮、熱中症に留意したマスク着用）
 - ・遠足（旅行）・集団宿泊的行事（県外への移動や宿泊を伴う行事は、原則として延期または中止）
- 教職員の研修（可能な限りオンラインでの実施。集合研修の場合は感染拡大防止対策の徹底）
- 登下校への配慮（学校種・学校の実情に合わせて、登下校時の密を避けるための取組）

なお、水泳の授業の取扱いについては、スポーツ庁、文部科学省の通知や、児童生徒の学習機会の確保の観点から、各学校において丁寧に健康観察や健康診断を行い、家庭や児童生徒との健康面についての共通理解を図った上で、学校の実態や状況に応じて可能な範囲で授業を実施します。各学校では、学校のプールの大きさや在籍する児童生徒数など様々状況が異なるため、水泳の授業を実施する場合の対象学年、水泳指導を行う教員体制などを考慮し、実施の可否について検討しています。実施の場合には、プールサイドや更衣場所における適切な距離の確保や、感染症防止対策を含めた安全な水泳授業の実施のための人の配置について、シミュレーションを重ねています。

3 臨時休校となった際の対応

感染者が確認されたこと等により、臨時休校が行われた場合に備え、1年間を通して学習動画とプリント等をセットにした学習動画パッケージをロイロノート・スクールで活用できるようにしました。

令和2年秋・冬に作成した360本に加えて、春から夏の単元の学習動画を約330本作成し、全学年・全教科等で活用可能なコンテンツを整え、臨時休校時や欠席児童に対して活用できるように通知しました。

「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和2年度の取組状況について

平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」(以下「再発防止策」)に掲げる8項目34の取組について、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で令和2年度の取組状況を報告します。

～令和2年度の取組状況～

1 学校の取組

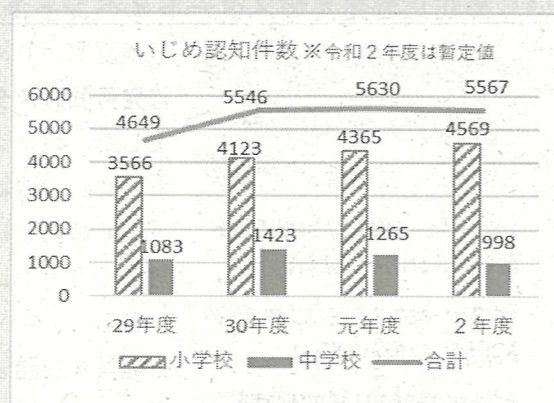
① 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

令和2年度のいじめ認知件数(暫定値)は、5,567件と前年度に比べ63件減少しました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止のための一斉臨時休校期間を除くと、9月から2月の6か月間の認知件数は前年度に比べ増加しており、各学校はいじめの早期発見に向け、「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めた結果と考えられます。

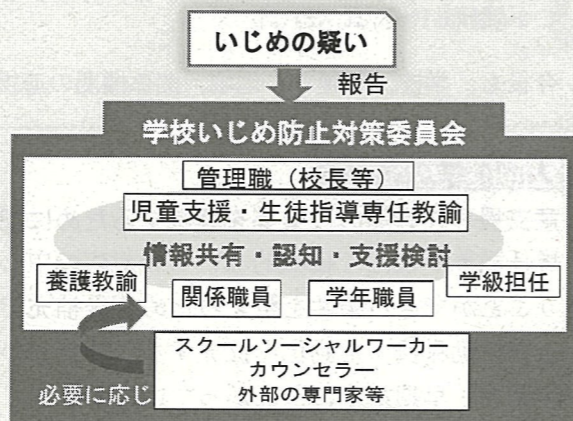
管理職と複数の教職員で構成する「学校いじめ防止対策委員会」は毎月1回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、解決に向けて学校での組織的な対応に努めています。また、認知した事案に対し、当該児童生徒の思いを丁寧に聴き取る中で、事案に至る背景を多面的に分析するなど実効性のある対応、適切な支援・指導を行うようにしています。早期解決につながるよう組織的対応の強化に取り組んでいきます。

いじめ重大事態調査については、2年度は調査報告がまとまった4件について、公表ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。



【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】(単位:校 2年度実績)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	297	71	2	9	11
月2~3回	31	38	0	0	2
週1回以上	11	36	0	0	0
計	339	145	2	9	13



② いじめ再発防止のための教職員研修の実施

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、いじめ重大事態の調査結果(公表版)を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣し、放射線教育等について学ぶ研修は、新型コロナウイルス感染症拡大のためeラーニングで行い、この内容を踏まえて各学校において道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

いじめ再発防止

- ・校長への研修(各区校長会にて実施)
重大事態の事例に学ぶ～寄り添いから信頼へ～(1回×18区)
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修(毎月実施)
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策

いじめ重大事態の調査結果(公表版)の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修(eラーニングによる研修 受講者数 81人)
- ・派遣研修の実践報告(コロナのため中止)



校内研修

③ 子ども主体のいじめ未然防止の取組

■横浜子ども会議

『だれにとっても』居心地のよい学校づくり』をテーマに、中学校ブロック単位で年間を通じて活動しました。また、その様子をまとめたスライドや写真を「いじめ防止啓発月間スタートイベント」で上映・展示しました。小山台中学校ブロックは、同イベントでの実践報告で、ブロック内の各学校が問題点を共有し、「いじめ問題」を自分事として捉えることが重要だと訴えました。



【小山台中学校ブロックの実践】

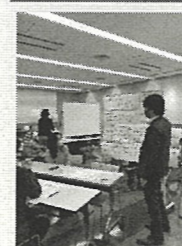
民生委員・児童委員や保護者なども参加する地区懇談会で、意見交換をしたり、横浜子ども会議で話し合ったことについて報告をしたりしている。子どもの健全育成には安心・安全な町づくりが大切だと、地域全体で取組を進めている。

■子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)の活用推進

6月の学校再開にあたり、集団生活から離れていた子どもたちが、スムーズに日常の学校生活に慣れ、仲間との新しい関係づくりを進められるようY-Pの中から、「自己のストレスに気づく」

「相手に受け入れてもらえる感覚を得る」「新しい集団の中で、安全に人との関わりを作る」を視点とし、『学校再開スタートプログラム』として再編して全校に発信しました。

実施状況は小学校334校/342校中(97.7%)、中学校50校/147校中(34.0%)、となりました。実施後のアンケートでは、以下のような声が聞かれました。「心をほぐす時間になり効果的だった」「分散登校の時に、相手のグループを思いやる気持ちがあり、クラスみんなでやっている意識があった」「安心した表情になった児童がいた」「緊張した面持ちだったが、少し和らいだように感じた(教員)」「自分の気持ちを見直すことができました」「心をこれからも大切にしていきたいと思いました(中3)」



※横浜プログラムとは…

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力(子どもの社会的スキル)を育むために、横浜市が開発したプログラム。子どもの社会的スキルの育成状況を把握する「Y-P アセスメント」と子どもの社会的スキルを高める「指導プログラム」からできています。

2 教育委員会事務局の取組

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

SSWは課題解決支援チームの一員として、保護者の心情に寄り添い、そのニーズを代弁したり、当事者間の関係性に着目したりすることで課題整理を行い、福祉的な側面から解決に向けた支援や再発の防止等を行っています。2年度は、全小・中・義務教育学校を担当する中学校ブロック内の学校を定期的に訪問する巡回型に移行し、学校により身近な存在として支援を行いました。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【いじめに関する検討・相談数】2年度実績（元年度）

学校への直接支援回数	564回（457回）
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	512回（378回）
電話による保護者等対応回数	625回（449回）
保護者との面談回数	181回（232回）

■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合には、積極的に弁護士による法律相談を活用し、的確かつ迅速な課題の解決や円滑な学校運営の支援に寄与しています。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。緊急対応チーム会議に統括SSWが交替で参加し、福祉的な側面からの支援の強化を行っています。2年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は50件（前年度53件）であり、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数も33件（前年同）です。

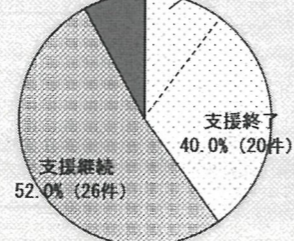
学校の組織的な対応力を強化するため、緊急対応チーム指導主事が、学校教育事務所の指導主事とともに、学校いじめ防止対策委員会への出席や教職員への研修などの組織や集団への支援も取り入れています。

【緊急対応チーム取扱件数】2年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	学校訪問 ※2	
	うち支援終了 ※1	
50件	20件	33件（延152回）

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件
※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行12件（延24回）

【緊急対応チーム取扱件数（50件）の内訳】
重大事態調査（うち重大事態調査終了8.0%（4件）・公表5件）



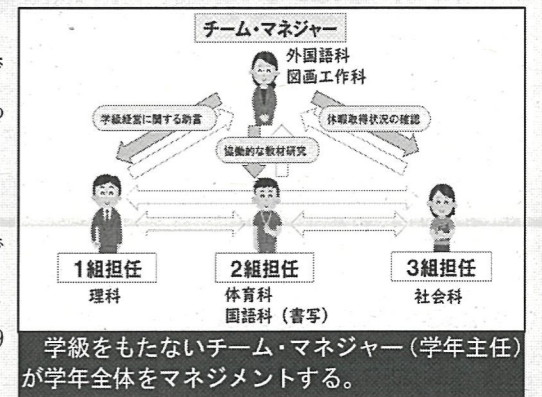
【学校担当指導主事とSSWによる支援例】

児童から担任にいじめの相談があったものの、学校のいじめの認知が遅れた結果、児童が登校できない状況となり、保護者は、学校への強い不信感を訴えて教育委員会による調査を要望した。事務所は課題解決支援チームを派遣し、指導主事は、学校とともに事実確認を行い、SSWと連携して課題の整理、学校からの保護者への説明、解決に向けての具体的な対応の支援を行った。SSWが関わり、児童と保護者に寄り添った面談を重ねることで、再発防止に努める学校と、児童・保護者の関係改善を図り、児童の登校につなげることができた。

③ 児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

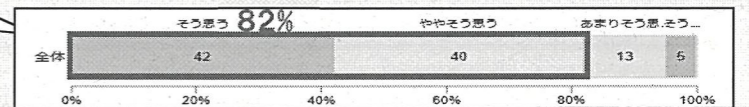
一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を85校で実施しました。学級担任同士が、日常的に他の学級の児童と関わり、学級担任だけでは気付きにくい変化に気付くことができたり、初期での対応が充実したりするといった成果が表れています。

児童からは、「相談できる先生が増え、安心して過ごすことができる」という声が上がっており、いじめの未然防止につながることを期待できます。今年度もさらに推進校を拡大し、引き続き129校で効果検証を行います。



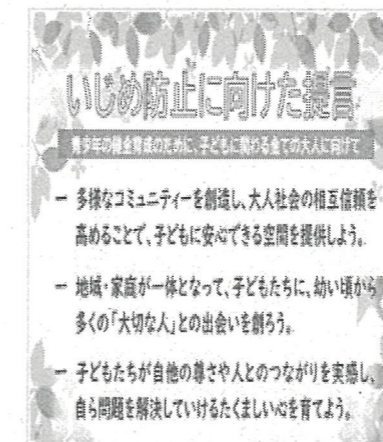
児童アンケート

■学年のほかの先生が関わってくれるので、安心して過ごしている
「そう思う」「ややそう思う」の合計が82%



～着実な取組に向けて～

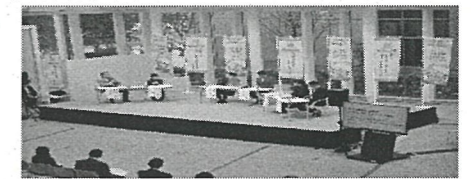
《いじめ防止啓発月間スタートイベント》



- 多様なコミュニティを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安んずる空間を提供しよう。
- 地域・家庭が一体となって、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」の出会いを創ろう。
- 子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していけるたくましい心を育てよう。

横浜市いじめ問題対策連絡協議会での協議を経て、12月のいじめ防止啓発月間のスタートイベントを、横浜市役所1階アトリウムにて開催しました。コロナ禍においても、子どもたちが主体的に取り組むいじめの未然防止の取組を、周囲の大人はどのようにサポートしていくかを、「いじめ防止に向けた提言」とし、スタートイベント当日、市民に発信するとともに、市内全校及び関係機関等に配付しました。

さらに、「いじめ防止に向けた提言」を踏まえた、パネルディスカッションを行いました。



今後も、学校、保護者、地域、関係機関の連携を強化し、「いじめの未然防止」を推進していきます。

《人的配置の推移》

■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充することで、いじめの早期発見・早期対応につながっています。

H29:40校 → H30:90校 → R1:140校 →
R2:190校 → R3:240校（うち77校は市単独予算）

■スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充

SSWが社会福祉の専門職としてチーム学校の一員となることで、学校は福祉的な側面からも児童生徒をとらえ、区役所などの関係機関と連携した支援を行っています。

H29:23人 → H30:30人 → R1:39人 → R2:50人 → R3:61人

【専任教諭のもたらす効果や役割】

配置前と比べ、いじめの認知件数が増加し、いじめの年度内解消率が向上するなど、いじめをはじめとした問題行動の実態把握及び早期発見・早期解決に大きな効果を上げています。また、特別支援教育コーディネーターも兼務しているため、配慮を必要とする児童への支援体制を築くにあたって、職員の中心的な役割を果たし、問題行動が生じた場合に担任が一人で抱え込むことなく組織的に対応できるなどの効果もあります。

教委第6号議案

学校規模適正化等について

横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、上白根中学校と旭北中学校の学校統合を実施する。

令和3年5月27日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

令和3年3月23日付けの横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、上白根中学校の学校規模適正化等を図るため、上白根中学校と旭北中学校の学校統合の実施について提案する。

「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と学校規模適正化等について

1 趣旨

旭区の上白根中学校は、現在一般学級数が4学級となっており、今後も小規模校の状態が継続していく見込みです。そのため、平成31年1月、上白根中学校の学校規模適正化等について、横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問を行い、その後、保護者・地域等の代表者からなる「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置し、諸課題の調査審議を行ってきました。このたび横浜市学校規模適正化等検討委員会から教育委員会への答申を踏まえ、令和5年4月に旭北中学校と上白根学校を統合します。

(1) 検討経過

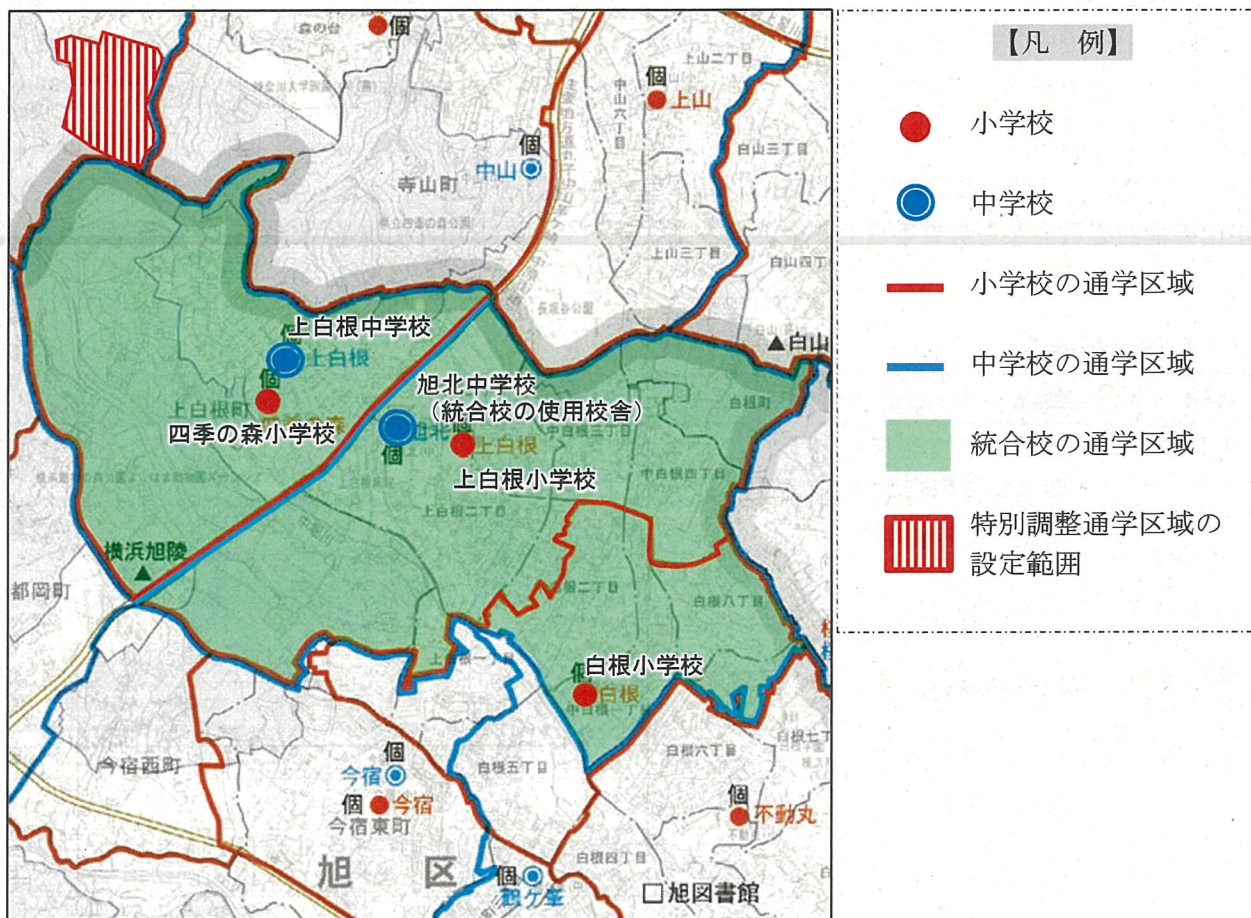
日程	会議	概要
平成31年 1月30日	横浜市学校規模適正化等検討委員会	・教育委員会より諮問を受け、検討部会を設置することを決定
令和元年 10月29日	第1回検討部会	・通学区域変更案を提示
12月6日	第2回検討部会	・過去の学校統合事例、義務教育学校の設置事例、仮に統合した場合の推計を提示
令和2年 2月6日	第3回検討部会	・義務教育学校へのヒアリング結果、平成25年度義務教育人口推計（一般学級）と令和元年5月1日時点の生徒数の比較を提示
7月16日	第4回検討部会	・ 令和5年4月に学校統合することを決定
8月27日	第5回検討部会	・使用校舎及び通学区域（案）を協議
10月29日	第6回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・統合校の使用校舎は旭北中学校とすることを決定 ・統合校の通学区域は旭北中学校と上白根中学校の通学区域を合わせた区域とすることを決定。また、緑区三保町の一部に設定されている特別調整通学区域（指定校：十日市場中学校、受入校：上白根中学校）は、統合校を受入校として引き続き設定することを決定 ・学校名案の選定方法は、両中学校の生徒、両中学校通学区域に属する小学校の児童及びお住いの方々から公募。
12月23日	第7回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・統合校の学校名は「上白根北中学校」とすることを決定 ・意見書を決定
令和3年 3月23日	横浜市学校規模適正化等検討委員会	・検討部会から提出された意見書のとおり答申することを決定

(2) 委員名簿（全19名）

部会長	中野 保弘（上白根連合自治会 会長）	
副部会長	渋谷 八郎（旭北地区連合自治会 会長）	
委員	相場 晶晴（上白根連合自治会 前副会長）	高田 充枝（旭北地区連合自治会 副会長）
	黒田 勝夫（ひかりが丘団地自治会 会長）	松田 捷朗（上白根町内会 会長）
	河内 真樹恵（東急白根自治会 前会計）	内田 晶子（旭北中学校PTA 会長）※
	北島 智子（旭北中学校PTA 副会長）※	三枝 真弓（上白根中学校PTA 会長）
	生坂 淳子（上白根中学校PTA 副会長）	福田 昭（上白根小学校PTA 前会長）
	安室 正美（白根小学校PTA 会長）	友山 名月（四季の森小学校PTA 前副会長）
	鬼丸 勉（旭北中学校 前校長）	室伏 健治（上白根中学校 校長）
	山崎 由美（上白根小学校 校長）	神倉 美智子（白根小学校 前校長）
	笹原 洋子（四季の森小学校 校長）	

※PTA 役員の変更に伴い、旭北中学校前PTA 会長 橘 修 氏 及び前PTA 前副会長 中村 三春 氏 から交代（第5回部会～）

(3) 通学区域図



(4) 統合校の推計（一般学級）

学校名		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
上白根中	生徒数	112	111	113	112	97	81	75
	学級数	5※	4	4	4	4	3	3
旭北中	生徒数	458	441	431	457	436	434	396
	学級数	13	13	12	13	12	12	11
統合校	生徒数	—	—	—	569	533	515	471
	学級数	—	—	—	15	14	14	14

R2は5月1日時点の実数値（※は複式学級を実施）。
R3以降は令和2年度義務教育人口推計による推計値。

2 答申書について

別紙のとおり

3 今後の予定

横浜市立学校の統合を実施するにあたり、横浜市立学校条例を改正する必要があります。そのため、別途、「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」を教育委員会で審議いただき、承認されましたら、横浜市会に「横浜市立学校条例の一部を改正する条例」の議案を提出します。

【別紙】

令和3年3月23日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

平成31年1月30日付で諮問のありました標記の件について、別紙の「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会からの意見書のとおり答申します。

123456789

123456789

123456789

123456789

123456789

123456789

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「旭北中学校・上白根中学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会

「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「旭北中学校・上白根中学校」の通学区域と学校規模適正化等について検討するため、平成31年1月30日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、7回にわたり「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

生徒の教育環境の維持・向上を図るため、「旭北中学校・上白根中学校」の2校を統合し、両校の歴史を引き継いで、新しい統合校の歴史を築いていくことが望ましいと考えます。

(2) 学校統合の実施方法

ア 統合後に使用する学校施設及び用地は、現在の「旭北中学校」が適当と考えます。

イ 統合の時期は、令和5年（2023年）4月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「上白根北中学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域

統合校の通学区域は、旭北中学校と上白根中学校の通学区域を合わせた区域とし、通学区域の変更時期は、統合校開校の令和5年（2023年）4月とすることが適当と考えます。

(5) 統合校の特別調整通学区域

緑区三保町の一部の区域（※）について、上白根北中学校も選択できる特別調整通学区域を引き続き設定することが適当と考えます。

ア 関係する学校

現在：十日市場中学校（指定校）

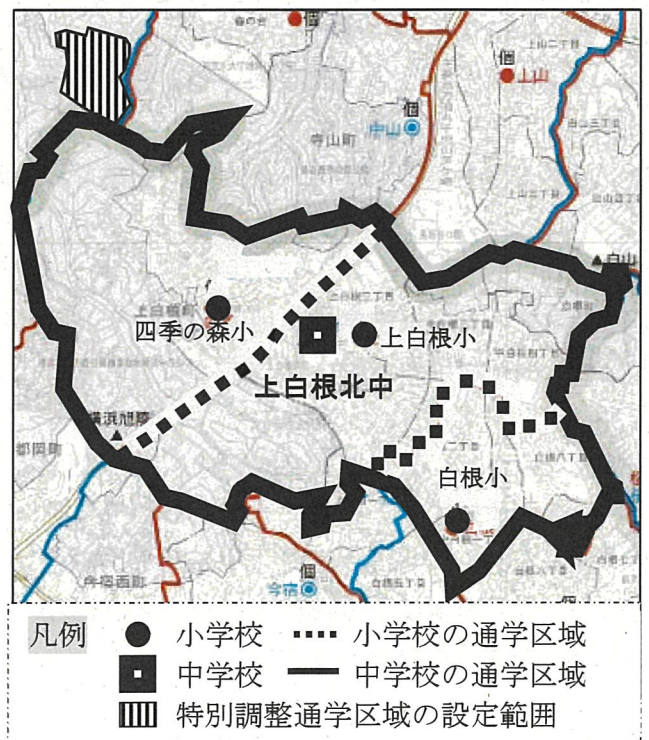
上白根中学校（受入校）

設定後：十日市場中学校（指定校）

上白根北中学校（受入校）

イ 設定時期及び対象者

統合校開校の令和5年（2023年）4月とし、令和5年（2023年）4月以降に中学校に入学または転入する生徒を対象とすることが適当と考えます。



(※) 緑区

三保町 2640 番地の 9、2640 番地の 15、2640 番地の 24、2640 番地の 26 から 29 まで、2640 番地の 32 から 38 まで、2640 番地の 40 から 100 まで、2640 番地の 158 から 175 まで、2640 番地の 177 から 189 まで、2662 番地の 11 から 19 まで、2662 番地の 21 から 33 まで、2662 番地の 35 から 40 まで、2662 番地の 43、2662 番地の 85 から 87 まで、2662 番地の 91 から 94 まで、2662 番地の 96、2673 番地の 2、2673 番地の 5、2673 番地の 34 から 39 まで、2673 番地の 42 から 54 まで、2673 番地の 56 から 69 まで、2673 番地の 72 から 77、2673 番地の 128 から 150 まで、2710 番地の 2 から 65 まで、2710 番地の 68、2710 番地の 70、2710 番地の 81 から 91 まで、2710 番地の 95、2710 番地の 97、2710 番地の 103、2710 番地の 132 から 182 まで、2710 番地の 184 から 205 まで、2710 番地の 208 から 223 まで、2710 番地の 226 から 240 まで、2710 番地の 243 から 254 まで、2710 番地の 257 から 266 まで、2710 番地の 269、2710 番地の 273 から 280 まで、2710 番地の 284 から 285 まで、2710 番地の 287、2710 番地の 289 から 306 まで、2710 番地の 309 から 310 まで、2710 番地の 354、2710 番地の 362 から 365 まで、2710 番地の 386 から 390 まで、2710 番地の 393 から 398 まで、2710 番地の 401 から 419 まで、2722 番地の 2 から 8 まで、2761 番地

2 その他の事項

- (1) 学校統合までの期間においては、両校で「両校の歴史を引き継いだ上で、統合校を開校する」という考え方にに基づき、生徒や保護者が不安を抱くことがないように交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めていただき、統合校への円滑な移行を促進するようにお願いします。
- (2) 統合校の教育環境の確保のため、必要な施設整備について、最大限の努力をお願いします。
- (3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に生徒が順応できるよう、統合校の教職員は、できるだけ両校の教職員をバランスよく配置するよう配慮をお願いします。
- (4) 今回の統合により誕生する新しい「上白根北中学校」には、これまで2校が築いた歴史を尊重し、できる限り関係資料等の保存・記録をお願いします。
- (5) 統合後の上白根中学校の土地建物の活用に関しては、現在の学校が地域にとって様々な役割を担っていることから、地域の声などを踏まえ検討するようお願いいたします。また、跡地の活用方法が決定するまでの期間において、地域防災拠点の継続等について配慮をお願いします。
- (6) 両校のこれまでの部活動を考慮し、部活動の設置について配慮をお願いします。
- (7) 統合校開校後、跡地の活用方法が決定するまでの期間において、学校が要望する場合、上白根中学校のグラウンド及び体育館について、部活動等で生徒達が利用できるよう可能な限り配慮をお願いします。
- (8) 通学安全対策について、最大限の配慮を得られるよう関係機関との調整をお願いします。

むすびに

旭北中学校・上白根中学校の地区において、今回の両校の統合を契機に、両地区の保護者や地域住民が一体となり、様々な学習活動へ参画するなど、学校との連携・協力体制をより一層推進していきたいと考えています。

関係校をはじめ、教育委員会事務局、旭区役所など関係部署においては、当地区が子育て世代をはじめ多世代が住みやすいまちとなるよう、上白根中学校の跡地の活用も含め、団地再生の取組を進めるなど、地域課題の解決を図り、地域が活性化するための各種事業の推進をお願いします。

そして、旭北中学校と上白根中学校の学校統合に向けて、環境の変わる両校の子どもたちに対し、細やかかつ十分な配慮を切に願います。